



Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	5-(1)		国土交通省 ○高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化の割合は、5年に1度の調査により把握。 【一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合】 （平成20年度）（平成25年度） 37% 集計中 ※平成27年度 【高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合】 （平成20年度）（平成25年度） 9.5% 集計中 ※平成27年度 ※一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当 ※高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当 （総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計）
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等	5-(2)-1	国土交通省 駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。	国土交通省 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、バリアフリー化の目標、施設設置管理者が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した「移動等円滑化の促進に関する基本方針（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）」に基づき、公共施設等のバリアフリー環境の整備を推進。  ○公共交通機関におけるバリアフリー化の状況 ・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設 （平成24年度末）（平成25年度末） 【鉄軌道駅】 81.8% 83.3% 【バスターミナル】 82.7% 82.0% 【旅客船ターミナル】 87.5% 87.5% 【航空旅客ターミナル】 84.8% 84.8%  【転落防止のための整備を設置している駅】 3,356駅 3,400駅 【内、ホームドアを設置している駅】 564駅 583駅  ・車両等 （平成24年度末）（平成25年度末） 【鉄軌道車両】 55.8% 59.5% バス車両 【ノンステップバス】 41.0% 43.9% 【リフト付きバス】 3.6% 3.9% 【福祉タクシー】 13,856台 13,978台 【旅客船】 24.5% 28.6% 【航空機】 89.2% 92.8%

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況																					
			<p>○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制、融資等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。</p> <p>○平成25年6月「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーの連続性確保に関する記載の充実</li> <li>・エレベーターに関する記載の充実</li> <li>・車両整備のあり方の具体的な記載を追加</li> </ul> <p>○バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、疑似体験や障害当事者から日常生活等について直接話を聞くこと等が出来るバリアフリー教室を開催。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <p>バリアフリー教室開催            218回            236回</p>																					
5-(2)-2	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。	国土交通省	<p>○平成25年6月「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報提供等の具体的な考え方」の追加</li> <li>・音声・音響案内に関する記載の充実</li> </ul> <p>・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち、文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている旅客施設</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <table border="1"> <tr> <td>【鉄軌道駅】</td> <td>59.3%</td> <td>62.3%</td> </tr> <tr> <td>【バスターミナル】</td> <td>61.5%</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船ターミナル】</td> <td>22.2%</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>【航空旅客ターミナル】</td> <td>97.0%</td> <td>97.0%</td> </tr> </table> <p>・文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている車両等（航空機は座席数が30以上の機体が対象）</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <table border="1"> <tr> <td>【鉄軌道車両】</td> <td>59.6%</td> <td>60.9%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船】</td> <td>30.7%</td> <td>34.4%</td> </tr> <tr> <td>【航空機】</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </table>	【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%	【バスターミナル】	61.5%	60.0%	【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%	【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%	【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%	【旅客船】	30.7%	34.4%	【航空機】	100%	100%
【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%																						
【バスターミナル】	61.5%	60.0%																						
【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%																						
【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%																						
【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%																						
【旅客船】	30.7%	34.4%																						
【航空機】	100%	100%																						
5-(2)-3	交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。	国土交通省	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、交通事業者において職員を対象とした研修等による教育訓練を実施																					
5-(2)-4	従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し個別的な輸送を提供するスペシャル・トランスポート・サービス（STS）について、地方公共団体を含む関係者間の連携の下、その普及拡大に向けた取組を進める。	国土交通省	○障害のある人等の輸送をより便利にするため、地域公共交通確保維持改善事業により福祉タクシー車両の導入等に対して経費の一部補助を行うなど、福祉タクシーの普及促進を図る。																					

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況											
(3) 公共施設等のバリアフリー化の推進	5-(3)-1	バリアフリー法に基づき、不特定多数の者や、主として高齢者、障害者が利用する一定の建築物の新築時等における建築物移動等円滑化基準への現行の適合義務に加え、地方公共団体による同法に基づく条例において義務付けの対象となる建築物の追加、規模の引下げ等、地域の実情を踏まえた取組を促すことによりバリアフリー化を促進する。	国土交通省 <p>○不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する建築物（映画館、百貨店、老人福祉センター等）で2,000m<sup>2</sup>（公衆便所は50m<sup>2</sup>）以上のものを新築、増築、改築、用途変更する際にバリアフリー対応を義務化。 【一定の建築物のバリアフリー化率】  <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>（平成24年度）</td> <td>（平成25年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>52%</td> <td>54%</td> </tr> </table> </p> <p>○地方公共団体におけるバリアフリー法に基づく条例付加状況を調査し、とりまとめた結果を国土交通省ホームページにて公表。 （参考） 19地方公共団体にて条例付加を実施（平成26年3月現在）</p>		（平成24年度）	（平成25年度）		52%	54%					
		（平成24年度）	（平成25年度）											
		52%	54%											
	5-(3)-2	窓口業務を行う官庁施設について、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。	法務省 <p>○窓口業務を行う法務局庁舎において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、エレベーターの設置等高度なバリアフリー化を推進し、また庁舎新営に当たっては、同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準を満たす整備を推進している。</p>											
		国土交通省 <p>○窓口業務を行う官署が入居する官庁施設について、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などにより、すべての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。</p>												
5-(3)-3	都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進める。また、身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。	国土交通省 <p>○高齢者、障害者等すべての人が日常的な健康づくりや余暇活動を行う場となる都市公園の整備を推進するとともに、「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」の支援期限を平成25年度度末から平成30年度末に延長し、ユニバーサルデザインによる都市公園のバリアフリー化を一層推進。 ・都市公園におけるバリアフリー化比率  <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>（平成24年度）</td> <td>（平成25年度）</td> </tr> <tr> <td>【園路及び広場】</td> <td>48%</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>【駐車場】</td> <td>44%</td> <td>集計中</td> </tr> <tr> <td>【便所】</td> <td>33%</td> <td>集計中</td> </tr> </table> </p> <p>○治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進。</p>		（平成24年度）	（平成25年度）	【園路及び広場】	48%	集計中	【駐車場】	44%	集計中	【便所】	33%	集計中
	（平成24年度）	（平成25年度）												
【園路及び広場】	48%	集計中												
【駐車場】	44%	集計中												
【便所】	33%	集計中												
5-(3)-4	日常生活製品等のユニバーサルデザイン化に関し、障害者の利用に配慮した製品、設備等の普及のニーズがある場合、高齢者・障害者配慮設計等に関する標準化を推進する。	経済産業省 <p>○ユニバーサルデザイン化の一環であるアクセシブルデザインについて、平成25年度までに36規格を制定した。</p>												

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	5-(3)		<p>農林水産省</p> <p>○「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。</p> <p>整備箇所数累計            (平成20年度) 168か所 (平成21年度) 178か所 (平成22年度) 186か所 (平成23年度) 193か所            (平成24年度) 198か所 (平成25年度) 201か所</p>
			<p>国土交通省</p> <p>【一定の建築物のうち、誘導的なバリアフリー化率】            (平成24年度) 12% (平成25年度) 11%</p>
			<p>環境省</p> <p>○国立・国定公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を着実に実施し、様々な利用者を想定した、人にやさしい施設の整備を推進した。</p>
			<p>防衛省</p> <p>○飛行場等施設の周辺における良好な生活環境を確保するため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、附帯施設を整備（地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）</p> <p>○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活への阻害を緩和するための、公園などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付。</p>
(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	5-(4)-1	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。	<p>国土交通省</p> <p>○地域包括支援センターや病院等の整備を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進している。</p> <p>○高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進するための先導的な住宅・まちづくり等の取組に対して支援を実施。</p> <p>○生活拠点の集約化については、高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせた福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを支援。</p>
	5-(4)-2	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を推進する。	<p>国土交通省</p> <p>○「バリアフリー法」に基づき歩行空間のバリアフリー化を推進。            【特定道路におけるバリアフリー化率】            (平成24年度末) 81% (平成25年度末) 83%</p>

Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況																	
			防衛省	<p>○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。</p>																	
5-(4)-3	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。	警察庁	<p>○主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成24年度末)</td> <td>(平成25年度末)</td> </tr> <tr> <td>整備数(累計)</td> <td>37,279基</td> <td>38,487基</td> </tr> </table> <p>・歩車分離式信号整備状況</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成24年度末)</td> <td>(平成25年度末)</td> </tr> <tr> <td>整備数(累計)</td> <td>7,311基</td> <td>7,986基</td> </tr> </table> <p>・音響式歩行者誘導付加装置整備状況</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成24年度末)</td> <td>(平成25年度末)</td> </tr> <tr> <td>整備数(累計)</td> <td>3,164基</td> <td>3,271基</td> </tr> </table> <p>※ いずれもバリアフリー対応型信号機の内数。</p>		(平成24年度末)	(平成25年度末)	整備数(累計)	37,279基	38,487基		(平成24年度末)	(平成25年度末)	整備数(累計)	7,311基	7,986基		(平成24年度末)	(平成25年度末)	整備数(累計)	3,164基	3,271基
	(平成24年度末)	(平成25年度末)																			
整備数(累計)	37,279基	38,487基																			
	(平成24年度末)	(平成25年度末)																			
整備数(累計)	7,311基	7,986基																			
	(平成24年度末)	(平成25年度末)																			
整備数(累計)	3,164基	3,271基																			
5-(4)-4	障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。	警察庁	<p>○信号灯器のLED化を推進。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成24年度末)</td> <td>(平成25年度末)</td> </tr> <tr> <td>整備数(累計)</td> <td>844,174基</td> <td>938,799基</td> </tr> </table>		(平成24年度末)	(平成25年度末)	整備数(累計)	844,174基	938,799基												
	(平成24年度末)	(平成25年度末)																			
整備数(累計)	844,174基	938,799基																			
5-(4)-5	市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。	警察庁	<p>○最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を行い、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出する「ゾーン30」について、平成28年度末までに全国で約3,000か所を整備することを目標としており、平成25年度末までに1,111か所を整備。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(平成24年度末)</td> <td>(平成25年度末)</td> </tr> <tr> <td>整備数(累計)</td> <td>455か所</td> <td>1,111か所</td> </tr> </table>		(平成24年度末)	(平成25年度末)	整備数(累計)	455か所	1,111か所												
	(平成24年度末)	(平成25年度末)																			
整備数(累計)	455か所	1,111か所																			
		国土交通省	<p>○市街地等における生活道路の安全を確保するため、通過交通の抑制等 が必要な地区に対して、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制や物理的デバイス等の道路整備等を実施する「ゾーン30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した歩行者・自転車利用の交通安全対策を推進した。</p>																		
5-(4)-6	バリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進するため、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータの整備を促進するとともに、携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援を推進する。	国土交通省	<p>○平成23年度から平成25年度まで全国14箇所にて「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」を実施した。その成果等を踏まえ、バリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援を推進するための「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン（平成26年3月版）」を策定し、歩行空間ネットワークデータの簡易な整備手法も紹介した。</p>																		

(別表) 5. 生活環境

事項	現状(直近の値)	目標	平成25年度
グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	8.2万人(平成24年度)	9.8万人(平成26年度)	88,897人(平成26年3月)
一定の旅客施設のバリアフリー化率 <sup>i</sup>	①81%(平成23年度末)	①約100%(平成32年度末)	83.3%
	②93%(平成23年度末)	②約100%(平成32年度末)	93.1%
	③78%(平成23年度末)	③約100%(平成32年度末)	80.1%
特定道路におけるバリアフリー化率 <sup>ii</sup>	77%(平成23年度末)	約100%(平成32年度末)	83%
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 <sup>iii</sup>	園路及び広場：48%(平成23年度末)	園路及び広場：約60%(平成32年度末)	48%(平成24年度末)
	駐車場：44%(平成23年度末)	駐車場：約60%(平成32年度末)	44%(平成24年度末)
	便所：33%(平成23年度末)	便所：約45%(平成32年度末)	33%(平成24年度末)
特定路外駐車場のバリアフリー化率 <sup>iv</sup>	47%(平成23年度末)	約70%(平成32年度末)	50.8%(平成24年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 <sup>v</sup>	50%(平成23年度末)	約60%(平成32年度末)	(法務省) 90%
			(国土交通省) 54%(平成25年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	18%(平成23年度末)	約30%(平成32年度末)	(法務省) 100%
			(国土交通省) 11%(平成25年度末)
車両等のバリアフリー化率 <sup>vi</sup>	①53%(平成23年度)	①約70%(平成32年度末)	59.5%
	②38%(平成23年度)	②約70%(平成32年度末)	43.9%
	③3%(平成23年度)	③約25%(平成32年度末)	3.9%

	④13,099台（平成23年度）	④約28,000台（平成32年度末）	13,978台
	⑤21%（平成23年度）	⑤約50%（平成32年度末）	28.6%
	⑥86%（平成23年度）	⑥約90%（平成32年度末）	92.8%
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16%（平成20年度）	28%（平成32年度）	集計中 ※平成27年度
高齢者（65歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率）	37%（平成20年度）	75%（平成32年度）	集計中 ※平成27年度
高齢者（65歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（高度のバリアフリー化率）	9.5%（平成20年度）	25%（平成32年度）	集計中 ※平成27年度

- i 1日当たりの平均的な利用客数が3,000人以上である全ての旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、①段差解消、②視覚障害者誘導用ブロックの整備、③障害者対応型便所の設置がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。
- ii バリアフリー法に規定する特定道路\*のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。  
\*特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。
- iii 特定公園施設（バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。
- iv 特定路外駐車場（駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場）のうち、バリアフリー法に基づく路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の割合。
- v 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合。
- vi 車両等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合等。①：鉄軌道車両のバリアフリー化率、②：バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップバスの導入率、③：適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④：タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数、⑤：旅客船のバリアフリー化率、⑥：航空機のバリアフリー化率。